

【保存版】相続手続きの一覧 届け出先リスト

◎このリストの使い方

一般的に必要なと思われるものをリストにしております。
個別に必要な・不要をご検討いただき、不要なものについてはチェック欄に×をしたうえで、
必要なものについてのチェックリストとしてご利用ください。（▶ボールペンをご使用ください）

※お手続きの際には必要書類（戸籍謄本、印鑑証明、住民票など）を求められる場合もありますので、
事前に手続き先へお問い合わせの上、お出かけください。

■死亡に伴う市役所等への届け出

チェック	No.	手続きの名称	期限・時期	手続き先（問い合わせ先）	備考
✓	1	死亡届	死亡を知った日から7日以内		
✓	2	火葬・埋葬許可			
	3	世帯主変更届	死亡から14日以内	市役所	故人が世帯主だった場合
	4	国民健康保険(喪失・変更)			保険証返却
	5	介護保険・後期高齢者資格喪失			
	6	健康保険組合(喪失・変更)			
	7	年金受給者死亡届	死亡から10日又は14日以内	年金事務所、市役所	年金をもらっていた場合

■死亡に伴い発生する権利を請求する手続き

チェック	No.	手続きの名称	期限・時期	手続き先（問い合わせ先）	備考
	8	葬祭費の請求	葬儀翌日から2年以内	市役所	国民健康保険に加入の場合
	9	埋葬費の請求	死亡(埋葬)から2年以内	健康保険組合	上記以外に加入の場合
	10	労災の埋葬料	死亡から2年以内	労働基準監督署	労働災害で死亡の場合
	11	死亡一時金		市役所	国民年金加入者
	12	高額療養費請求	診療月翌月から2年以内	市役所または健康保険組合	高額な医療費が発生した際
	13	団信保険の請求	速やかに	住宅ローンの金融機関	住宅ローン債務者が死亡した場合
	14	死亡保険金の請求	原則として支払事由から3年	各生命保険会社	病気で死亡の場合
	15	傷害保険金の請求		各損害保険会社	事故で死亡の場合
	16	通院・入院給付金の請求		各生命・損害保険会社	未請求分がある場合
	17	児童扶養手当	速やかに	市役所	母子父子家庭となった場合
	18	遺族厚生年金請求	死亡から5年以内	年金事務所	厚生年金加入者
	19	未支給年金の請求	支払日の翌月の初日から5年		未支給年金がある場合
	20	国民年金の遺族基礎年金の請求	死亡から5年以内	市役所または年金事務所	国民健康保険に加入の場合
	21	国民年金の寡婦年金の請求			
	22	労災遺族給付の請求			
	23	敷金返還の請求	原則5年以内	管理会社または貸主	賃貸物件に住んでいた場合
	24	預け金等返還の請求		入居施設の運営会社	施設に入居していた場合

■死亡した際に変更・継続・解約する手続き

チェック	No.	手続きの名称	期限・時期	手続き先（問い合わせ先）	備考
	25	銀行口座解約	速やかに	各金融機関	口座凍結の解除
	26	貸金庫契約解約（開扉手続き）			遺言書保管の可能性
	27	証券・株式口座移管		証券会社	
	28	国債・社債の承継			
	29	借入債務の名義変更		各借入先（債権者）	相続放棄前の弁済は要注意
	30	クレジットカード解約		クレジット会社	付帯保険確認
	31	保険契約者変更		保険会社	被保険者生存中の場合
	32	個人事業の承継		各取引先	取引先への納品等注意
	33	不動産賃借人への連絡		賃借人または管理会社	賃貸不動産がある場合
	34	住宅の火災保険契約変更		損害保険会社または代理店	契約者名義の変更
	35	リース・レンタル変更、解約		リース・クレジット会社	未払い債務確認
	36	遺品整理		老人ホーム・整理業者	
	37	携帯電話・プロバイダーの解約等		契約先	
	38	公共料金等の契約者、口座変更		各窓口	電気・ガス・水道・NHK
	39	ゴルフ・リゾート会員権		ゴルフ場・運営会社	名義変更不可の場合もあり

■死亡に伴う専門的な手続き

チェック	No.	手続きの名称	期限・時期	手続き先（専門家）	備考
	40	年金裁定請求や労災	速やかに※時効有	年金事務所・労基署(社会保険労務士)	
	41	戸籍収集	速やかに	市役所（司法書士等）	
	42	自筆証書遺言検認		家庭裁判所（司法書士等）	遺言書が出てきても開封しない
	43	遺産分割協議書作成	いつでも(※相続税があれば早く)	司法書士等	預貯金解約の際などに必要
	44	遺産分割調停		家庭裁判所（司法書士、弁護士）	協議がまとまらない場合
	45	車・農地・森林等	90日以内	陸運局・農業委員会	
	46	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内※伸長可能	家庭裁判所（司法書士等）	
	47	準確定申告	4ヶ月以内	税務署（税理士）	
	48	相続税申告	10ヵ月以内		
	49	遺留分請求	1年以内※時効有	弁護士	
	50	相続登記	いつでも	法務局（司法書士）	

たかき司法書士事務所では、『戸籍収集による相続人の調査』『遺言書検認』『遺産分割協議書の作成』『相続放棄』『土地建物の名義変更』『遺産分割調停の各申立書作成』など、相続に関する法手続きを総合的にサポートいたします。その他、相続税の申告等の税務に関しましては、必要に応じて提携先の税理士のご紹介も可能です。

相続や法手続きに関するご相談は、
たかき司法書士事務所 まで
お気軽にお問い合わせください。（※出張相談も承ります）
電話：084-999-3845

